

令和5年度 第3回山口市入札監視委員会 定例会議議事概要書

開 催 日	令和6年1月30日（火）	
開 催 場 所	山口市役所本庁舎2階第2会議室	
出 席 委 員	委員長 前田哲男 委員長代理 松村和明 委 員 中野勉、中川孝	
審 議 対 象 期 間	令和5年8月1日 ～令和5年11月30日	
抽 出 案 件		案 件 名
一 般 競 争 入 札	0	
条件付一般競争入札	172	（仮称）湯田温泉パーク新築工事
指 名 競 争 入 札	1	茅野神田新矢田線交差点改良工事
随 意 契 約	22	令和5年災害補災道第716号 一級市道下出合釣山線道路災害復旧工事
委 員 か ら の 意 見 ・ 質 問、それ に 対 す る 回 答 等	<p>委員会の概要については以下のとおり。</p> <p><b>1 入札・契約の運用状況等の報告について</b>          〈事務局〉          令和5年8月から令和5年11月の工事発注件数について、総括表を資料1で、またその一覧を資料2でお示ししています。          なお、この度の審議案件抽出期間における指名停止の案件はございませんでした。</p> <p>〈委員長〉          何か質問はございますか。</p> <p>〈委員〉          なし</p> <p><b>2 抽出事案の審議について</b>  <b>【条件付一般競争入札：（仮称）湯田温泉パーク新築工事】</b></p> <p>〈委員〉          新築工事、新築機械設備工事、雨水貯留施設設置工事、新築電気設備工事と、湯田温泉パークに関する工事が4件あります。大規模な建物を建設する時に、大手ゼネコンに一括して発注する場合と、工事の種類ごとに分割して発注、契約する場合がありますが、工事の種類ごとに市が契約することになれば、その分、地元業者が参加する機会が増えるのではないかと思います。一括発注と分離発注でどのような</p>	

違いがあるのでしょうか。

〈事務局〉

一括して発注する工事については、民間の工事では多く見受けられますが、公共工事では、原則、建築工事を発注する場合、設備工事では電気、機械など関連工事を分離して発注することがほとんどです。分離発注するという理由としては、地元業者への受注機会を増やすというところがあります。

〈委員〉

発注するに当たり、大手ゼネコンは最初から排除されているのですか。

〈事務局〉

湯田温泉パーク新築工事については、参加資格要件を市内業者としているので、ゼネコンや市外の大手の業者が入ってくるような条件設定にはしていません。

〈委員〉

地元業者だけを参加させる場合と、大手の業者も参加させる場合の境目はどのようになっていますか。

〈事務局〉

発注の際に、大規模な建築一式工事については、共同企業体で発注しています。工事内容によって、市外の大手ゼネコンを入れるのか、地元業者が代表者としてできる工事なのかを判断した上で発注をしています。

〈委員〉

大手ゼネコンが参加する場合は、地元業者だけでは出来ないと判断しているからですか。

〈事務局〉

金額と工事内容によっては、大手ゼネコンを入れたほうが良い案件については大手ゼネコンを入れています。

〈委員〉

この案件の工事は大規模な工事ですが、入札に参加したのは4共同企業体だけです。もっと参加があるのかと思っていましたが、少なかったのはどのような理由が考えられますか。

〈事務局〉

建築工事については、代表者になれる業者が10者以上になる条件で公告をしていますが、同時期の他の工事案件の発注状況にもよるのではないかと思います。

〈委員〉

分離発注で良いと思うが、設計から施工までを一連として発注する場合と、設計と施工を分ける場合があります。どのような場合に分離発注となるのですか。工事

の大ききで決めているのですか。

〈事務局〉

設計から施工管理まで一括して発注する、いわゆるデザインビルドは、山口市の実績としては、KDDI 維新ホールがあると思います。この場合、工事規模等で判断していると思います。設計の段階から施工管理までを一括して発注するのは、今のところはあまりありません。

本案件については、プロポーザルで設計業者を決め、その設計を基に工事を分離発注しています。

〈委員〉

意思決定をするときの基となるものに、その仕組みがあるということでしょうね。

〈委員〉

この発注方法は、全国的によく見られ、多くの都道府県や市町村で採用している方法だと思います。

〈委員〉

共同企業体の代表者は、どの業者が代表となるのですか。

〈事務局〉

入札経過表の資料の中に4つの共同企業体がありますが、それぞれの共同企業体名の中で最初に業者名が記載されているのが代表企業です。

〈委員〉

この入札では、調査基準価格を下回っています。下回っても大丈夫というのは、どういうところを見て判断するのでしょうか。

〈事務局〉

調査基準価格を下回った場合の調査項目が要領で決まっています。手持ち工事がどのような状況か、下請業者へのしわ寄せになっていないかなどを調査しております。この入札において金額の差が出ている要因は、下請業者の見積額の差などではないかと思えます。

〈委員〉

調査基準価格とは、きちんとした工事が施工できる額の基準という印象がありますが、下請がどうかというのは別問題ではないでしょうか。

〈事務局〉

要領において、調査する基準の中に下請に関する項目も入っています。

〈委員〉

工事期間が14箇月となっていますが、その間に材料の高騰があった場合に、そ

れに対する特別な取組はありますか。契約したら契約金額以上は払わないのでしょうか。

〈事務局〉

この工事に限らずですが、契約書の約款の中にスライド条項を設けており、異常な価格高騰に対応して、一定の基準を超えると業者と調整して契約変更ができる条項を設けております。

〈委員長〉

他に何か質問はございますか。

他になければ、この工事に係る競争入札参加資格は適正に設定されているということによろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

#### 【指名競争入札：茅野神田新矢田線交差点改良工事】

〈委員〉

優良業者優先指名競争入札制度の説明において、成績評定点の平均点74点以上が優良業者ということですが、この点数が取れない業者はどのくらいあるのですか。多いのか少ないのかが分からないのですが。

〈事務局〉

工事成績評定は65点を基準点として、それに加減していくのが基本的な考え方です。市では60点以下は低い点と認識していますが、74点はかなり高い点であると認識しています。

〈委員〉

60点以下の工事はありますか。

〈事務局〉

過去あったと聞いていますが、近年はありません。

工事成績評定の平均点は近年少しずつ上がっている状況です。

〈委員長〉

他に何か質問はございますか。

他になければ、この工事の業者選定は適正に設定されているということによろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

**【随意契約：令和5年災害補災道第716号 一級市道下出合釣山線道路災害復旧工事】**

〈委員〉

災害が発生して工事を発注する際に、予定価格を事前に計算する時間的余裕がない場合もあるのではないかとと思いますが、この案件は事前に予定価格を設定されているのでしょうか。

〈事務局〉

この工事は、国の災害復旧の補助対象ともなっており、予定価格を設定して条件付一般競争入札で執行しましたが、不調となったものです。緊急に直す必要があるため再度公告をして入札する時間がないと判断し、随意契約をしています。

〈委員〉

受注業者は1等級業者ですが、優良業者ではないのですか。1等級業者でも優良業者にはならないことはあるのですか。

〈事務局〉

実態としては、(優良業者の選定対象となる工事の)前年度の受注をされてなかったため優良業者になっていません。工事実績によるものです。

〈委員〉

工事を行ったことによって点数が上がったりするのですか。

〈事務局〉

工事の出来栄などについて検査者が検査をして点数を付けることとなります。

〈委員〉

災害が起きてすぐの対応が必要な工事で予定価格等を積算する時間がない場合、どのように発注するのですか。

〈事務局〉

例えば川の水が溢れて水が民家に流れ込んだ場合などは、業者と現場の立会をして、業者に浚渫してもらった後に、土量などを見て予定価格を出しています。地方自治法施行令に定められているとおり、市民の生命・財産を守るような場合については、緊急での随意契約が認められておりますので適切に対応しております。

〈委員〉

緊急かどうかの判断は、どのようにしていますか。

〈事務局〉

よく言われるのは、市民の生命・財産を守るとか、市民の生活を守るために必要な場合です。例えば、川の土手が崩れて家の倉庫が崩れそうな場合や、川が溢れて下流の民家に水が入りそうな場合など、ケースバイケースですが、市民の生活に影響

響を及ぼすような場合などは、緊急的な対応をしています。

〈委員〉

7月3日に被害が発生して、実際の工期は11月からとなっており、かなり幅がありますが、緊急の判断はどのようにされたのですか。

〈事務局〉

資料には記載がありませんが、災害が発生すると、まず先に応急的な工事に対応をしています。この工事は、その後に国の災害査定を受けて、補助が付くと分かってから発注しています。

〈委員〉

当初は随意契約にするほどの緊急性がなかったもので、一般競争入札をしたのですか。

〈事務局〉

応急的な対応がしてあるため、入札をする期間的余裕があり一般競争入札を行いました。しかし、入札した結果不調となり、本来は再度入札する必要がありますが、今年の梅雨時期までには対応しておかないと、また災害が起こる可能性があるため緊急的に随意契約をしました。

〈委員〉

随意契約理由に、応札がなく不調の状況が続出していると記載されているが、資料にある、この度の審議案件抽出期間における随意契約方式一覧の災害は、全て同じ状況だったのですか。

〈事務局〉

(緊急の必要による)5号随契と(再度の入札に付し落札者がいないときの)8号随契があります。災害が発生した当初は、緊急の対応が必要な工事ということで5号随契として随意契約をしましたが、その後の工事の入札で不調が続いたため、各業者や建設業協会に応札しない理由などについてヒアリングをすると、雨が降るとリスクが大きい川の工事は避けたいとか、下請業者がいないなどの話もあり、これ以上入札しても業者が入札に参加するのは難しいと判断し、8号随契をしています。

〈委員長〉

他に何か質問はございますか。

他になければ、この工事については適切な随意契約理由により行われているということでしょうか。

### 3 優良業者優先指名競争入札制度について

〈委員長〉

前回会議の会議録にもありますとおり、今回、優良業者優先指名競争入札制度について委員から意見を伺うこととしております。本委員会の設置要綱にも、委員会の事務として「入札及び契約の適正を確保するために必要な事項について審議を行い、意見の具申を行うこと。」とありますので、よろしくお願いいたします。

〈事務局〉

優良業者優先指名競争入札制度による、近年の発注状況等についての資料を踏まえ、事務局としては次のように考えています。

まず、土木系工事については、本制度による発注工事のほとんどが道路河川建設課発注の工事と、発注課の偏りが生じていることから、他所属での発注も呼びかけていきたいと考えております。

営繕系工事の建築一式工事については、年度によって差はありますが、ある程度の数の業者を優良業者として選定しており、業者のモチベーションを確保するためにも、対象とできる工事の掘り起こしが必要と考えております。

営繕系工事の建築一式工事以外については、業種ごとの優良業者数が少なく、標準指名業者数を下回ることから、入札における競争性の確保が図れないということから、本制度による発注は、現時点では難しいと考えております。

〈委員〉

令和元年度と令和2年度の土木系工事の優良業者数が少ないのはなぜでしょうか。

〈事務局〉

複数工事を受注した業者の評定点の平均が74点以上を優良業者としており、1件ずつの業者の評定点のデータを今持ち合わせておりませんが、複数の工事の受注が無かったり、複数工事の受注がある場合でも、一方の点が低かったのかもしれない。

〈委員〉

本制度の課題は何でしょうか。

〈事務局〉

土木系工事についてはある程度の件数をコンスタントに発注できていますが、他の所属でも本制度による入札を行っていくのが適当ではないかと考えております。

営繕系工事（建築一式）については、年度によっては対象となる優良業者数が少なく、その場合、競争性の確保が難しいと考えております。近年は優良業者数が8～9者となっており、この中で1等級と2等級の業者が混在しております。下位の等級である2等級業者でも施工可能な案件で、なおかつ、ある程度業者にとって優遇措置となるような案件となる工事を選ぶという中で、近年、本制度による発注ができていない状況です。年度ごとに発注の全体像を見ながら、本制度で発注できる工事がいないか精査する必要があると考えております。

営繕系工事（建築一式以外）については、対象となる優良業者数が少なく、競争性の確保が難しい状況です。

〈委員〉

本委員会では、競争性や公平性がきちんと担保されているかどうかというところを見ていくことになるのではないかと思います。その辺りについては、きちんと担保されていると考えてよろしいでしょうか。

〈事務局〉

市では標準指名業者数を定めており、それを大きく下回るような、例えば特定の3～4者の中で指名競争入札をするというのは、指名された業者にとってはモチベーションにはなるのかもしれませんが、競争性の確保は必ず担保されなければいけないと考えております。その辺りは見比べながら発注すべきかどうかを市としても判断していきたいと考えております。

〈委員長〉

本委員会の立場としては、今までの優良業者優先指名競争入札制度は適切に運営されて来ていると言えるのではないかと思います、それでよろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈委員〉

土木一式工事については、最低制限価格と落札金額が一致していますが、計算式が決まっているので誰が積算しても同じなののでしょうか。

〈事務局〉

土木系工事については、労務費などの多くの単価が県によって公表されているものですので、建築工事に比べると予定価格の推測がしやすい状況にあります。また、そういった中で業者の落札意欲が強ければ、落札価格の最低ラインを目指されているので、このような現象が起きていると思われれます。

〈委員〉

工事成績評定点については、業者は納得されているのでしょうか。

〈事務局〉

工事成績表定点を業者に通知した後、業者から不満などの意見などがないということは、納得されているものと考えています。

〈委員〉

工事成績評定点が100点という工事は、ありえないのでしょうか。

〈事務局〉

工事成績評定を行う中で、書類に何らかの不備があったり、創意工夫の項目での評価などもありますが、100点というのは、取れない状況にあります。



	<p>〈委員長〉  本委員会としては工事成績評定を点数化するときに、不正行為が行われていないかどうかに関心事となるかと思いますが、その辺りは行われていないという理解でよろしいでしょうか。  また、委員会として今回、市への提言はないということで、よろしいでしょうか。</p> <p>〈委員〉  先ほど事務局から話があった方向性で今後取り組まれていくということですね。</p> <p>〈委員〉  異議なし</p>
<p>委員会による  意見具申</p>	<p>なし</p>